

議第 7 号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 6 年 3 月 19 日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

令和 7 年 4 月に、岐阜県立岐阜聾学校の高等部専攻科にビジネス科を新たに設置するのに伴い、所要の規定整備を行う。

その他所要の規定整理を行う。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

学科再編に伴い所要の改正を行うもの

2 改正の内容

岐阜県立岐阜聾学校高等部の専攻科課程の学科において、新たに「ビジネス科」を追加（別表2）。

その他所要の規定の整理を行う。

3 施行日

令和7年4月1日

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月　日

岐阜県教育委員会

教育長　堀 貴雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び第十二条中「総合的な探求の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

別表岐阜県立岐阜聾学校の部中
理容科
情報処理科

普通課

理容科
情報処理科
ビジネス科

普通科

県立飛驒特別支援学校高山日赤分校の部中

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）新旧対照表

(新)

(旧)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 教育活動

第五条 略

(教育課程の届出等)

第六条 校長は、学年末までに、翌年度の幼稚部、小学部、中学部又は高等部における教育課程のうち、次の表の上欄に掲げる部の区分に応じ、当該下欄に掲げる教育課程に係る時間配当を定め、教育委員会に届け出なければならない。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。

			幼稚部	各領域及び自立活動
視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行なう特別支援学校	高等部			
略		各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、ホームルーム活動、自立活動及び総合的な探究の時間		

第六条の二から第七条まで 略

第四章 略

第五章 単位の認定及び卒業等の認定

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 教育活動

第五条 略

(教育課程の届出等)

第六条 校長は、学年末までに、翌年度の幼稚部、小学部、中学部又は高等部における教育課程のうち、次の表の上欄に掲げる部の区分に応じ、当該下欄に掲げる教育課程に係る時間配当を定め、教育委員会に届け出なければならない。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。

			幼稚部	各領域及び自立活動
視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行なう特別支援学校	高等部			
略		各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、ホームルーム活動、自立活動及び総合的な探究の時間		

第六条の二から第七条まで 略

第四章 略

第五章 単位の認定及び卒業等の認定

(単位の認定)

第十二条 校長は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の高等部の生徒が学校の定める指導計画に従つて、各教科・科目又は総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合は、当該学年の年末において、その各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを見認定しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、学期の区分ごとに単位の修得の認定を行うことができる。

第六章から第十章まで 略

付則 略

別表(第二条関係)

岐阜県立飛驒 特別支援学校				岐阜県立岐阜 聾学校	略	部
		高等部				課程
		専攻科	略			学科
	科 ビ ジ ネ ス	科 理 容 科	略			修業年限
		情報 処理				
		二年				
肢体不自由者又は病弱者に対する教育		教育	聴覚障害者に対する教育		略	当該学校が行う教育

(単位の認定)

第十二条 校長は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の高等部の生徒が学校の定める指導計画に従つて、各教科・科目又は総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合は、当該学年の年末において、その各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを見認定しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、学期の区分ごとに単位の修得の認定を行うことができる。

第六章から第十章まで 略

付則 略

別表(第二条関係)

岐阜県立飛驒 特別支援学校				岐阜県立岐阜 聾学校	略	部
		高等部				課程
		専攻科	略			学科
	科 ビ ジ ネ ス	科 理 容 科	略			修業年限
		情報 処理				
		二年				
肢体不自由者又は病弱者に対する教育		教育	聴覚障害者に対する教育		略	当該学校が行う教育

	高山日赤分校
	高等部
	全日制の 課程
	普通科

	高山日赤分校
	高等部
	全日制の 課程
	普通課